(iii)　三月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金（(i)及び(ii)に掲げるものを除く。）をいう。(3)及び第三項第一号ハ(2)(iii)において同じ。）

(iv)　貸出条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（(i)から(iii)までに掲げるものを除く。）をいう。(3)及び第三項第一号ハ(2)(iv)において同じ。）

(v)　正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(i)から(iv)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。(3)及び第三項第一号ハ(2)(i)において同じ。）

(3)　元本補塡契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにこれらの合計額並びに正常債権に該当するものの額

(4)～(7)　略

へ　［略］

［二・三　略］

2　［略］

3　法第五十八条の三第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の主務省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会

［イ・ロ　略］

ハ　組合又は連合会及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項を当該組合又は当該連合会及び当該子会社等につき連結したもの

(1)　［略］

(2)　組合又は連合会及びその子会社等の有する債権（規則第二百五条第五項第一号に定める別紙様式第六号（二）又は同項第二号に定める別紙様式第七号（二）中の連結貸借対照表の有価証券中の社債、貸出金、外国為替、その他の信用事業資産（連合会にあっては、その他資産）中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものの並びに有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券をいう。）のうち次に掲げるものの額及び(i)から(iv)までに掲げるものの合計額

(i)‖　破産更生債権及びこれらに準ずる債権

(ii)‖　危険債権

(iii)‖　三月以上延滞債権

(iv)‖　貸出条件緩和債権

(v)‖　正常債権

(3)・(4)　略

ニ　［略］

(iii)　三カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金（(i)及び(ii)に掲げるものを除く。）をいう。(3)及び第三項第一号ハ(2)(iii)において同じ。）に該当する貸出金

(iv)　貸出条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（(i)から(iii)までに掲げるものを除く。）をいう。(3)及び第三項第一号ハ(2)(iv)において同じ。）に該当する貸出金

［加える。］

(3)　元本補塡契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額

(4)～(7)　同上

へ　［同上］

［二・三　同上］

2　［同上］

3　［同上］

一　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

(i)‖　破綻先債権に該当する貸出金

(ii)‖　延滞債権に該当する貸出金

(iii)‖　三カ月以上延滞債権に該当する貸出金

(iv)‖　貸出条件緩和債権に該当する貸出金

［加える。］

(3)・(4)　同上

ニ　［同上］